

政令第百八十七号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「若しくは監督保証金」を「監督保証金若しくは帰国等保証金」に改める。

附 則

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月十五日）から施行する。

理由

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、司法書士等が取引時確認をしなければならない業務から、刑事手続に係る帰国等保証金の納付についての代理等に係る業務を除く必要があるからである。